

令和6年3月1日  
健康福祉部高齢者支援課

報道関係者 各位

## 介護老人保健施設等に対する行政処分について

介護報酬の不正請求を行った介護老人保健施設等について下記のとおり処分を行いました。

### 記

#### 1 事業所の概要

法人名・代表者職氏名	社会福祉法人尾花沢福祉会 理事長 東海林 衡
サービス種類	介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
事業所名称	介護老人保健施設ハイマート福原
住 所	尾花沢市大字野黒沢554番地29

#### 2 処分の概要

不正請求額	約1億5千万円（令和4年1月～令和5年6月）
処分の内容	指定等の一部の効力停止（新規利用者の受入れ停止3月間）
処分の理由	介護老人保健施設ハイマート福原において、常勤として勤務すべき管理者兼医師が常勤として勤務せず、人員基準を満たしていない状況にも関わらず、本来であれば減算請求すべきところを減算せずに、また、算定できない加算も算定し、請求・受領したこと

#### 3 処分日及び処分の効力発生日

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 処分日      | 令和6年3月1日  |
| (2) 処分の効力発生日 | 令和6年3月22日 |

問合せ先：健康福祉部高齢者支援課  
課長補佐（事業指導・介護人材育成担当） 佐藤  
電話 023-630-3120  
報道監 健康福祉部次長 柴田